

— 令和8年度 —



佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内（概要）

1 対象設備及び補助金額

	設備の種類	補助金額
①	住宅用太陽光発電設備	1kW当たり 1.5万円（10kW未満、上限6万円）
②	家庭用燃料電池システム （エネファーム）	上限10万円
③	定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
④	窓の断熱改修	補助対象経費の1/4（上限8万円）
⑤	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設の場合 上限15万円
		住宅用太陽光発電設備併設の場合 上限10万円
⑥	V2H充放電設備	補助対象経費の1/10（上限25万円）
⑦	集合住宅用充電設備 （急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額×1/3 （1基当たり上限50万円）
		住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3 （1基当たり上限100万円）
⑧	住民の合意形成のための資料	上限15万円

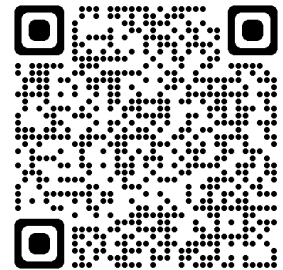
※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

※ 住宅用太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システムについて、県の他の同種の補助金との併用はできません。

## 2 主な補助要件

- ・令和8年4月1日以降に対象設備の設置工事に着工し、完了したものが対象となります。  
(新築住宅の場合は、住宅の引渡し日が令和8年4月1日以降のものが対象)
- ・工事完了後、引渡し後の申請となります。
- ・住宅用太陽光発電設備は、既存住宅かつHEMS又は定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置している必要があります。
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は、住宅用太陽光発電設備を設置している必要があります。
- ・V2H充放電設備は、住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を導入されている必要があります。
- ・窓の断熱改修は、既築住宅が対象となります。
- ・窓の断熱改修は、工事前後の写真が必要となります。
- ・未使用品が補助対象となります。
- ・補助対象経費は、消費税額を抜いた額である必要があります。
- ・他制度の補助金を充当する場合は、上記の補助対象経費から差し引く必要があります。

★詳細な要件については、右記の二次元コードの生活環境課のホームページに掲載されている「佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」を必ずご確認ください。



生活環境課HP

## 3 申請について

[申請方法]

下記のいずれかの方法でご提出ください。

- ・窓口へ持参 (佐倉市役所1号館5階 生活環境課窓口)

土・日・祝・年末年始除く、午前8時30分～午後5時

※8月以降は午前9時00分～午後4時30分となります

- ・インターネットによる電子申請 (ちば電子申請サービス)

[https://apply.e-tumo.jp/city-sakura-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=60111](https://apply.e-tumo.jp/city-sakura-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60111)

[申請受付期間]

窓口：令和8年6月1日(月)から令和9年2月26日(金)まで

電子：令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)まで

- ・先着順で受付します。
- ・受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。
- ・書類に不備がある場合、受付できかねますのでご了承ください。

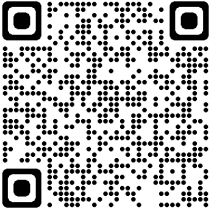

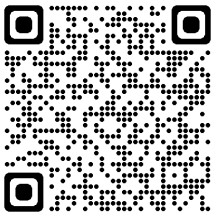

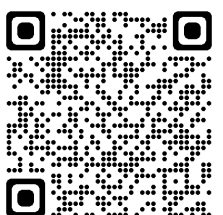
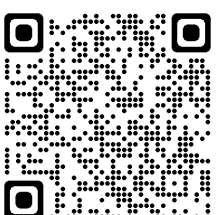
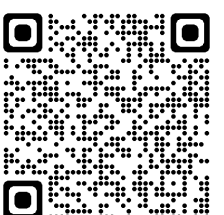
[必要書類]

別紙「申請書類チェックリスト」の記載事項を必ずご確認のうえ、提出してください。

## 4 補助対象設備参照先の一例

- ① 住宅用太陽光発電設備  
JP-AC太陽光パネル型式登録リスト  
<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003rz40AAA>
- ② 家庭用燃料電池システム（エネファーム）  
一般社団法人燃料電池普及促進協会  
[http://fca-enefarm.org/registration\\_list.html](http://fca-enefarm.org/registration_list.html)  
※エネファームの機器登録リスト  
※自立運転機能付き製品が対象となります
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム  
一般社団法人環境共創イニシアチブ  
<https://zehweb.jp/registration/battery/>  
※蓄電システム登録済製品一覧  
※令和6年度登録以降の製品が対象となります
- ④ 窓の断熱改修（令和6年度登録以降の製品が対象となります）  
公益財団法人北海道環境財団（補助対象製品一覧）  
<https://ekes.jp>  
※カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」、「窓」又は「ガラス」
- ⑤ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（令和5年度登録以降の製品が対象となります）  
一般社団法人次世代自動車振興センター  
<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>  
※補助対象車両一覧
- ⑥ V2H充放電設備（令和6年度登録以降の製品が対象となります）  
一般社団法人次世代自動車振興センター  
<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html>  
※補助対象一覧
- ⑦ 集合住宅用充電設備（令和6年度登録以降の製品が対象となります）  
一般社団法人次世代自動車振興センター  
<https://www.cev-pc.or.jp/#no02>  
※補助対象充電設備一覧

補助対象設備参照先 (QR コード)

①		②		③		④	
⑤		⑥		⑦			

## 5 その他

- ・導入にあたっては各法令に準拠している必要があります。
- ・交付申請の審査にあたって、必要な場合は現地確認を行うことがあります。立会をお願いする場合は、事前に日程等を調整させていただきます。
- ・交付決定後に、設備の運転状況等についての実績報告をお願いする場合があります。
- ・設備の契約時のトラブルや、太陽光パネルの光反射、省エネ設備の設置場所、騒音等に関する近隣トラブルが発生しています。納得できる業者と契約するとともに、製品性能や設置場所について、ご自分でも情報収集するようお願いいたします。独立行政法人国民生活センターや全国の消費生活センターのホームページでは、相談事例を閲覧することができます。どのような事例があるのか事前に情報収集してください。

**【お問い合わせ・提出先】**

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市経済環境部生活環境課 省エネ補助金担当者

TEL 043-484-4278 (直通)

FAX 043-486-2504

メール seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp